

2025年11月27日

JNTLコンシューマーヘルス株式会社
代表取締役 川村 真樹 様

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 藪田 高広

【連絡先(事務局)】担当：松田
〒540-0024 大阪市中央区南新町一丁目2番4号
椿本ビル5階502号室
TEL 06-6920-2911 / FAX 06-6945-0730
E-mail: info@kc-s.or.jp
ウェブサイト: <https://www.kc-s.or.jp>

ご連絡（申入れ・要請活動終了通知）

当団体は、消費者からの情報提供を契機として、洗口液「リステリン」の商品ラベルの表示について調査し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」といいます。）上、適法性に疑問を感じる記載があったことから、2023年2月に、当時「リステリン」を提供していたジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社に対し、お問合せを行い、提供を受けた資料により、検討を行いました。

検討の結果、「リステリン」の商品ラベルにおいて「殺菌力」と「No. 1」という表示の文字が大きく、位置関係から見て、一見してそれらの表示が「殺菌力がNo. 1である」と読み取れるような表示となっていました。他方で、「No. 1」の表示の左肩に印刷されている「マウスウォッシュ売上」の表示は、著しく小さい文字で印刷されており、「(殺菌力ではなく) 売上がNo. 1である」と読み取ることは困難な表示であると言わざるを得ず、本商品ラベルを目にした消費者は、「リステリンの『殺菌力』は類似商品の中でも『No. 1』である」と誤認するおそれがあることから、当団体としては、消費者に実際のものよりも著しく優良であると示す優良誤認表示（令和6年改正前景表法第30条1項1号、現行法第34条1項1号）に該当するとの判断に至り、8月28日付けで「申入書」を送付しました。これに対し、ジョンソン・エンド・ジョンソン株式

会社から、「リステリン」について事業継承をされた貴社より、9月26日付けで回答を受領しました。

貴社は「リステリン」の商品ラベルの表示は、「リステリン」の特長である「殺菌力」とブランドの強みである「売上No. 1」を同時に訴求できるよう工夫したもので、殺菌力がNo. 1であるかのような印象を与えることを意図したものではないが、指摘を真摯に受け止め、表示を見直すと回答されるとともに、その後、具体的対処として、「リステリン」商品本体について、ショルダーラベルの上に新たなアテンションステッカーを重ねて貼付した状態で出荷することや、ショルダーラベルの表示そのものは、2025又は2026年中にはその全てについて、表示変更する旨、表明されました。

この回答を受けて、当団体で調査したところ、すでにアテンションステッカーの重ね貼りが開始されたことが確認できましたが、なお、一部の商品については本件ショルダーラベルがそのまま使用されているものもあることから、当団体は貴社に対し2024年3月28日付けで「要請書」を送付し、その改善を求めました。

これに対し、貴社は、4月30日付け「回答書」において、要請を真摯に受け止め、ショルダーラベルのデザインの変更を可及的速やかに行うべく、計画を前倒しして進める旨を表明されました。この回答を受け、当団体で調査を行いました。2025年10月、ショルダーラベルの変更等、「リステリン」の表示の改善が確認できました。

そこで、当団体は、同年11月をもって、貴社に対する申入れ・要請活動を一旦終了することにしましたので、この旨本書をもって通知します。

今後とも消費者にとって分かりやすい広告表示に努められることを期待いたします。

なお、申入れ・要請活動は一旦終了しますが、今後も消費者の誤認を招く広告表示があると判断した場合は活動を再開することを、念のため付言いたします。

以 上